



IFRS9 Impairment IFRS Newsletter

Issue 3, December 2015

ITGのメンバーは、将来予測のシナリオの活用を含む、数多くの適用上の論点に関する見解を示した

2015年12月審議の動向

金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG)は、第3回目の実質的な会議(2015年12月)において、市場参加者が提出した数多くの論点について審議を行った。

ITGメンバーは、実務上困難な数多くの論点について、有用な明確化を行った。ITGメンバーが合意したと考えられる主な事項のうち、以下はその一部である。

- IFRS第9号の目的は、偏りのない、発生確率で加重平均した予想信用損失の見積りを行うことである。したがって、企業が将来予測のシナリオを織り込む際は、様々な結果の範囲及び確率を検討しなければならない([論点1.1](#)を参照)。
- 議長は、IFRS第9号第5.5.20項の例外規定は、限られた状況において適用されることを意図していると強調した。当該規定は、リスク管理目的上は区別されない、実行額及び未使用額の間に相互関係がある金融商品に適用されると述べた([論点2](#)を参照)。
- チャージ・カード契約には、追加的な信用供与のコミットメントが含まれないものがある([論点3](#)を参照)。
- (第5.5.20項を適用する場合)企業は、信用リスクのエクスポージャーに晒される予想期間の決定に、経営者が予想する、予想信用損失を遞減する信用リスク管理活動を考慮しなければならない([論点4](#)を参照)。
- 予想信用損失の測定には、不履行に陥ったローンの売却から予想されるキャッシュフローを含めることができる([論点6](#)を参照)。

次のステップ

IASBは、提出された論点のそれぞれについて、対処する必要があるとすればどのように対処するかについて検討する予定である。

現在、今後のITG会議の開催は予定されていない。ただし、議長はITGが存続し続けること、また事後的な審議をする論点の発生に備える必要があることを示唆した。議長は、市場関係者は引き続き論点を提出できること、また決定はその時点で次のステップに進める述べた。次のステップの1つとして、教育的資料が公表される可能性もある。

12月の会議において審議されたアジェンダ・ペーパー

アジェンダ・ペーパー		頁
1	将来予測シナリオの織り込み	3
2	IFRS第9号第5.5.20号の適用範囲	7
3	チャージ・カードの予想信用損失の測定	9
4	リボルビングの与信枠の予想信用損失の測定期間	10
5	担保及びその他の信用補完と予想信用損失の測定	11
6	予想信用損失の測定における、不履行に陥ったローンの売却から予想されるキャッシュフローの取扱い	12
7	現在の実効金利という用語の意味	14
8	満期までの期間が12ヶ月未満の金融資産の信用リスクの著しい増大の評価	15
9	信用が毀損した金融資産の信用損失引当金の測定	16
10	償却原価で測定される金融資産の信用損失引当金の表示	17

12月の会議で審議されたその他の論点

議長は、IASBは10月の会議においてリボルビングの与信枠の未使用要素の将来使用額の見積りに、契約上の与信限度を超える金額を含めることが適切か審議したと報告した¹。IASBは論点を認識したが、今後何らかの措置を講じるための提案は行わなかった。これはこの特定の事項に対する懸念は寄せられたものの、主にIFRS第9号は予想信用損失の測定方法を明確に規定しているからである。

会議において証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions, IOSCO)の代表者は、IFRS第9号の減損モデルの適用に係る企業の判断及び見積りを、財務諸表利用者に対して説明する明確な開示が重要であることを強調した。

このニュースレターの記述及び要約は、金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG)の会議視聴によるメモに基づいています。このニュースレターは、最終的な関連記録の原文またはITG審議の正式なサマリーまたは議事録の代用として取り扱わないようご注意願います。最終的な関連記録の原文及びITG審議の正式なサマリーまたは議事録は、本ニュースレター公表時には入手不能であり、内容が相違する可能性があります。企業は、適用する規定やボード会議及びITG会議の正式なサマリーの原文を参照するとともに、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

1 この論点は元々2015年9月に開催されたITG会議のアジェンダ・ペーパー3において審議され(IFRS第9号減損ニュースレター(Issue 2)を参照)、その後10月に開催されたIASBにおいても審議された(KPMGの10月のウェブ記事を参照)。

1. 将来予測シナリオの織り込み

1.1 企業は予想信用損失の測定に、単一の将来予測の経済シナリオを使用することはできるか？または、複数の将来予測の経済シナリオを織り込まなければならないか？その場合は、どのように織り込むのか？

論点

予想信用損失の測定の目的は、起こりうる結果の範囲を評価することにより、偏りのない発生確率で加重平均した信用損失の見積りを決定することである²。

ITGには以下の質問が提示された。

- 予想信用損失の測定に、単一または複数の将来予測の経済シナリオを含める必要はあるか？
- 予想信用損失の測定に、企業は複数の将来予測の経済シナリオをどのように織り込むのか？
- 将来予測のシナリオを決定するために使用する情報源は何か？

提出者は、複数の将来予測のシナリオを織り込むために、以下のアプローチを取ることができることを特定した。

方法	
1	最も可能性が高い(most likely)シナリオである、単一の将来予測の経済シナリオを使用する。
2	検討したすべてのシナリオの加重平均である(各シナリオの発生可能性を加重する)、単一の将来予測の経済シナリオを使用する。
3	検討した各シナリオの予想信用損失を見積り、それらの結果をそれぞれの発生確率に基づいて加重する。
4	(方法1の)最も可能性が高いシナリオに「追加的」調整を行い、予想信用損失が可能性の高くない(less likely)シナリオも反映するようにする。

簡単な例が示された。エコノミストは、将来の失業率に関する予測を行い、今後1年間で5%になる可能性が最も高いとしたが、以下の可能性もありうるとした。

- 4%(20%の発生可能性、この場合予想信用損失は30)
- 5%(50%の発生可能性、この場合予想信用損失は70)
- 6%(30%の発生可能性、この場合予想信用損失は170)

このシナリオに基づくと、予想信用損失は以下のとおり測定される。

- 方法1: 最も可能性が高いシナリオに基づいて70
- 方法2: 将來の失業率は 5.1% と予測される $((4\% \times 0.2) + (5\% \times 0.5) + (6\% \times 0.3))$
- 方法3: $92((30 \times 0.2) + (70 \times 0.5) + (170 \times 0.3))$

2 IFRS第9号第5.5.17項

ITGメンバーは、IFRS第9号の目的
は、偏りのない、発生確率で加重
平均した予想信用損失の見積りで
あることを合意したようである

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
企業は、予想信用損失の 見積りに、単一の将来予 測のシナリオを使用する ことはできるか？	ITGメンバーは、IFRS第9号の目的は、偏りのない、発生確率で加重平均した予想信用損失の見積りであることを合意したようである。これによれば、企業は様々な結果の範囲及び確率を検討しなければならない。
複数の将来予測のシナリ オを織り込む方法とし て、どのようなものが認めら れるか？	<p>ITGメンバーは、以下について合意したようである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 様々な将来予測のシナリオの結果に重大な非線形性がある場合、1つのシナリオの結果（例：インプットに関する最善の見積りまたは複数の当事者の最善の見積りを平均して使用）のみに基づく予想信用損失の見積りは上述の目的を満たさない。 - IFRS第9号は特定の方法を規定していないため、様々な方法が適切となりうる。企業は、測定目的と整合するアプローチを使用する必要がある。 - 企業の予想信用損失の見積りには、将来の経済状況の予測に関する、過度のコストまたは労力を掛けずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を反映させる。したがって、使用されるアプローチは、何が過度のコストまたは労力を掛けずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報なのかによって異なることになる（これは、企業、管轄地域及びポートフォリオ（ポートフォリオの重要度を含む）ごとに異なる可能性がある）。 - 予想信用損失の見積りに使用されるシナリオは、企業が他の目的（例：資本モデル、予算）で使用する情報と一致していることが重要である。しかし、相違していてもそれが妥当である場合がある（例：情報の作成時点が異なる場合）。
企業は、企業自身の内部 の予測に依拠するこ とができるか？または、外 部の予測を考慮する必 要があるか？	<p>多くのITGメンバーは、予想信用損失は企業特有の見積りであるものの、企業は過度のコストまたは労力を掛けずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を使用しなければならないと述べた。したがって、ITGメンバーは、企業内部の見積りの算出及び検証において、外部の情報が検討されることを期待している。</p> <p>一部のITGメンバーは、特定の金融商品ポートフォリオの予想信用損失の見積りにおいては、外部の予測が十分な粒度では提供されない可能性があると考えた。</p>

1.2 企業は信用リスクが著しく増大したか否かの決定において、どのように将来予測の経済シナリオを織り込むのか？

論点

信用リスクが著しく増大したか否かの決定に使用される情報には、過度のコストまたは労力を掛けずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な将来予測の情報がある場合は、その情報を含めなければならない³。

以下の論点が提示された。

- 複数の将来予測の経済シナリオを検討する必要性の有無
- 信用リスクの著しい増大の評価において、将来予測の経済シナリオを織り込む方法

提出者は、以下のアプローチ案を提言した。

アプローチ	
A	単一の将来予測の経済シナリオを用いて、当初認識時からの不履行リスクの変化を検討する。これは、上述の <u>論点1.1</u> の方法1と整合している。
B	複数の経済シナリオを用いて、発生確率で加重平均(加重は各シナリオの発生可能性を反映)した不履行リスクの変化を検討する。
C	それぞれの将来予測のシナリオを個別に用いて、ポートフォリオの比例割合を信用リスクが著しく増大した部分とする。 例えば、金融商品のポートフォリオについて、6%の失業率が信用リスクの著しい増大になると判断しそのシナリオの発生確率が30%である場合、ポートフォリオの30%部分の信用リスクが著しく増大したとみなされる。

3 IFRS第9号第5.5.11項

IFRS第9号は単一の方法を規定していないため、様々なアプローチを取り取ることができる

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
いずれのアプローチ案が適切か？	<p>ITGメンバーは、以下について合意したものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">- IFRS第9号は単一の方法を規定していないため、様々なアプローチを取り取ることができる。- ただし、論点1.1で提示された論点と同様に、企業は様々なシナリオを検討しなければならない。- 企業のアプローチは、企業が信用リスクの著しい増大の特定に用いる規準によって異なり、当該規準には、定量的及び定性的要素が含まれる。- 各種シナリオが予想信用損失の測定と信用リスクの著しい増大の評価それぞれに与える影響は個別に対応するものではない。これは後者は不履行リスクの増加に基づいて評価されるが、前者は予想信用損失の金額の測定であるためである。例えば、著しく超過担保の状態にあるポートフォリオの場合、経済変数の変化が信用損失の予想発生額に与える影響はほとんどないが、不履行リスクに与える影響は大きい。- ただし、関連がある範囲で、企業は予想信用損失の測定に用いた情報と整合する合理的かつ裏付け可能な情報を、信用リスクの著しい増大の評価に用いることが期待される。

2. IFRS第9号第5.5.20項の適用範囲

論点

IFRS第9号では、予想信用損失を測定する最長期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間(延長オプションを含む)であるとしている⁴。ただし、IFRS第9号第5.5.20項は、以下の金融商品に関する例外を規定している。

- ローン部分と未使用コミットメント部分の両方を含み、かつ、
- 企業が契約上直ちに返済を要求する能力及び未使用的コミットメントを解約する能力を有する場合でも企業のエクスポージャーが契約上の通知期間に限定されない金融商品。

IFRS第9号B5.5.39項は、第5.5.20項の例外規定が適用される金融商品の一般的な特性を例示している。

提出者は、以下の質問を提示した。

- 第5.5.20項の例外規定を適用する場合、B5.5.39項の特性は、必要な特性、または単なる典型的な特性の例示のいずれとして検討しなければならないか。
- 与信枠は以下のいずれかの特性を有する場合、第5.5.20項の適用範囲ではないか。
 - 与信枠は固定満期(例:5年)があるが、貸手の裁量により直ちに取消可能である。
 - 与信枠は固定満期がなく貸手の裁量により直ちに取消可能であるが、ローンが実行された場合はローンの固定満期(例:5年)がある。

議長は、第5.5.20項の例外規定は、限られた状況において適用されることを意図していたと強調した

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
金融商品は、第5.5.20項を適用するために、B5.5.39項のすべての特性を有する必要があるか？	ITGメンバーは以下について合意したものと考えられる。 <ul style="list-style-type: none">- 金融商品は、第5.5.20項を適用するために、B5.5.39項に例示されたすべての特性を有する必要はない。- ただし、B5.5.39項は、金融商品が第5.5.20項で規定する要件を満たすか否かの分析を補助及び強化するための規定である。したがって、B5.5.39項の特性が1つ以上ない場合、金融商品が第5.5.20項の要件をそれでも満たすことができるか企業は慎重に検討しなければならない。例えば、金融商品が集合的に管理されていない場合は、企業の契約上返済を要求する能力及び未使用的コミットメントを解約する能力が、実際は企業の信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通知期間に限定していないかどうかという疑問が生じる。

4 IFRS第9号第5.5.19項

会計単位の決定は、与信枠がどのように管理されているかを含めた、特定の事実及び状況に基づく判断が必要となりうる

論点	ITGの審議事項
<p>金融商品は、第5.5.20項を適用するために、B5.5.39項のすべての特性を有する必要があるか？(続き)</p>	<p>議長は、第5.5.20項の例外規定は、限られた状況において適用されることを意図していたとコメントした。第5.5.20項はリスク管理目的上は区別されずに单一のキャッシュフローとして取り扱われるような実行額及び未使用額の間に相互関係がある（例：実行部分及び未使用部分が類似するリスク特性を有する）金融商品に適用されると言った。</p>
<p>金融商品が第5.5.20項の適用範囲か否かを決定する際の会計単位は何か？</p>	<p>以下の事項が指摘された。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会計単位の決定は、与信枠がどのように管理されているかを含めた、特定の事実及び状況に基づく判断が必要となりうる。 - 与信枠が複数の目的を有するまたは一体化されている場合、単一の契約上の取決めにより設定されていても、複数の会計単位を有する可能性がある。例えば、企業は住宅ローン及びクレジットカード契約の両方から構成される与信枠を付与する場合がある。 - 未使用のコミットメント部分のみまたはローンの実行部分のみから構成される金融商品は、両方の構成要素を有さないことから、第5.5.20項の例外規定の要件を満たすと結論付けることはできない。 - 与信枠の実行によるローンに固定の返済期限がある場合、第5.5.20項の例外規定の要件を満たすか否かの決定には判断が必要となりうる。この判断には、実行されたローンの条件について、性質が類似するリスク特性を有する実行部分と未使用部分を含む契約と整合的であるか否かを検討することが含まれる。この検討は、（より長い固定返済期限ではなく）企業の契約上返済を要求する能力及び未使用のコミットメントを解約する能力という観点で行う。例えば、債務者が実行したローンに5年の固定期間がある場合、これは、第5.5.20項とは整合しないと考えられ、実行部分の最長期間は5年である。ただし、短期借入のローンが実行される場合で、かつ債務者のロール・オーバーが予想される場合は、第5.5.20項と整合する可能性がある。

3.チャージ・カードの予想信用損失の測定

論点

2015年9月の会議においてITGは、企業が顧客と合意した契約上の信用限度を超過する将来の実行見込額を検討してはならないと述べた⁵。

この審議に基づいて、2015年12月に審議された論点の提出者は、チャージ・カードのような商品の契約限度をどのように決定すべきか質問した。

提出者により記載されたチャージ・カードの特性の一部は以下のとおりである。

- 顧客と合意した支払限度に関する絶対額がなく、かつ、
- 発行者は、統計的モデル及び支払履歴を用いて把握した顧客の支払能力に基づいて、販売時に顧客の取引ごとに承認を行う。

提出者は、契約上の信用限度について2つの見解がありうる(すなわち、以下のいずれかである)ことを提言した。

- ゼロ。これは、各取引は販売時に承認され、その時点で却下することができるためである。
- 無制限。これは、契約上合意された限度がないためである。

チャージ・カード契約には、追加的な信用供与のコミットメントが含まれないものがある

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
提出された特定の事例について、ITGメンバーはどのような見解を示したか？	<p>記載された特定の事例(すなわち、契約上記載された限度がなく、カード発行者が取引ごとにその時点で承認するか否か裁量権を使用する場合)について、ITGメンバーは以下のとおり合意したようである。</p> <ul style="list-style-type: none">- 未使用のコミットメントの信用限度はゼロである。- したがって、未使用的要素がないため、チャージ・カードは、IFRS第9号第5.5.20項の適用範囲ではない。

⁵ IFRS第9号減損ニュースレター(Issue 2)のアジェンダ・ペーパー3に関する審議を参照。

4.リボルビングの与信枠の予想信用損失の測定期間

論点

IFRS第9号は、第5.5.20項の例外規定に該当する金融商品(前述、[論点2](#)を参照)の予想信用損失は、信用リスクのエクスポージャーに晒される期間で、信用リスクの管理活動によって予想信用損失が避けられない期間にわたって測定することを求めている。

提出者の1人は、このエクスポージャーの期間の開始時点及び終了時点をどのように決定するのか質問した。

2番目の提出者は、企業が検討しなければならないのは以下のいずれの事項か明確化を求めた。

- 企業が法的及び実務的に行うことができるすべての信用リスク管理の活動、または企業が予想する信用リスク管理の活動のみ。
- 信用リスクを遮減する信用リスク管理活動のみ、またはすべての信用リスク管理活動(すなわち、過去に減額した信用限度の増額等信用リスクを遮減しない活動を含む)。

企業は、経営者が予想する、予想信用損失を遮減する信用リスク管理活動を考慮しなければならない

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
エクスポージャーに晒される期間の見積りにおいて、どのような信用リスク管理活動を検討すべきか？	ITGメンバーは以下について合意したものと考えられる。 <ul style="list-style-type: none">- 経営者が予想する、予想信用損失を遮減する信用リスク管理活動は考慮しなければならない。これによれば、信用限度の将来の増額(例: 延滞解消後)は考慮されないことになる。これは、2015年4月のITG会議で述べられたコメントの変更になる⁶。- 企業は、将来それらの活動を予想しているという合理的かつ裏付け可能な情報があれば、過去に同様の活動を行ったことを証明する必要はない。
与信枠の実行部分及び未使用部分	第5.5.20項は、実行部分及び未使用部分が単一のエクスポージャーとして合わせて管理される金融商品に適用されるが、エクspoージャーに晒される期間(及びデフォルト時エクspoージャーの金額)を見積る場合は実行部分及び未使用部分には異なる影響がある。これは、未使用的要素に関連する信用リスクは、企業が未使用的要素を解約すれば直ちになくなるが、実行部分に関するエクspoージャーは、残高が回復(または直接償却)されるまで残る。
その他指摘された事項	予想信用損失の測定は報告日に行われるため、エクspoージャーに晒される期間の見積りにおいて開始時点は報告日である。ITGメンバーは、エクspoージャーに晒される期間の見積りに関する企業のアプローチを適切に開示する重要性に同意した。

⁶ 2015年4月に開催されたITG会議のアジェンダ・ペーパー4については、[IASBの会議サマリー](#)を参照。ITGメンバーは当時、資産が不履行に陥る確率及び回復する確率は考慮しなければならないと述べた。

5.担保及びその他の信用補完と予想信用損失の測定

論点

IFRS第9号付録Aの「信用損失」の定義では、予想信用損失の見積りにおいて検討すべきキャッシュフローに「保有する担保の売却または契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュフローを含めなければならない」と記載している。

IFRS第9号B5.5.55では、「信用補完が契約条件の一部であり、企業が別個に認識していない場合」は、担保及び他の信用補完(例:保険契約または金融保証契約)からのキャッシュフローを予想信用損失の測定に含めることを求めている。

提出者は、「一部」または「契約条件と不可分」の用語の意味について質問した。IFRS第9号は、この領域に関する詳細なガイダンスを提供していない。

信用補完は、契約条件の一部として明確化されていない場合でも、
契約条件と不可分であるとみなさ
れる

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
担保及びその他の信用補完が金融商品の契約条件と不可分であるのはどのような場合か？	<p>ITGメンバーは以下について合意したものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">- 信用補完は、それが契約条件と不可分であるとみなされるために、契約条件の一部として明確化されなくてよい。何が契約条件と不可分であるかの決定には判断を要する。- 信用補完のダブル・カウントは適切でない。したがって、信用補完が別個に認識されている場合は、企業は担保または他の信用補完からのキャッシュフローを予想信用損失の測定に含めない。- IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用する場合も同様の判断が行われる可能性がある。ただし、ITGメンバーの1人は、現在IAS第39号の下では、この領域で多様な実務が行われている可能性があると述べた。

6.予想信用損失の測定における、不履行に陥ったローンの売却から予想されるキャッシュフローの取扱い

論点

IFRS第9号付録Aにおいて、信用損失は以下のキャッシュフローの差額であると定義している。

- 契約に従って企業に支払われる契約上のキャッシュフロー
- 企業が予想する受取キャッシュフロー

提出者は、「企業が予想する受取キャッシュフロー」に、不履行に陥ったローンの第三者への売却により回収が予想されるキャッシュフローを含めるべきか否か明確でないと述べた。提出者は、一部の企業には、ある延滞時点に達した場合にすべての特定種類のローンを売却する方針があることを述べた。これらのケースでは、企業が資産について予想する受取キャッシュフローは、売却代金である。

企業は、予想信用損失の測定に、不履行に陥ったローンの売却から生じるキャッシュフローを含めることができる

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
予想信用損失の測定に、不履行による売却から生じる期待キャッシュフローを含めることができるか？	<p>ITGメンバーは以下について合意したものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">- IFRS第9号は、予想信用損失の測定において企業が予想する受取キャッシュフローを、債務者から回収される、契約に従って生じるキャッシュフローのみに限定していない。したがって、不履行後に資産の売却により予想される受取キャッシュフローを含めることができる（この見解と前述の論点5の見解が比較された。資産の売却により生じるキャッシュフローは、資産から回収されたキャッシュフローである（資産の契約条件と不可分で別個に認識されていない信用補完により回収されるキャッシュフローと同様で、契約条件と不可分でない別個の項目として認識された信用補完から回収されるキャッシュフローとは異なる）と述べられた）。- この結論は、現在の資産の信用の質に関係なく適用するが、検討対象となるキャッシュフローは、不履行後（前ではない）に資産の売却から予想されるキャッシュフローである。これは、予想信用損失は、不履行の発生確率を加重平均した金額であるからである。- ITGメンバーの1人は、企業が不履行に陥った資産の売却による現金化を慣行とする場合は、予想キャッシュフローの見積りに使用する、売却によるキャッシュフロー以外のデータはないことを指摘した。したがって、売却によるものではない予想キャッシュフローの前提は、人為的に考案された前提ということになる。

論点	ITGの審議事項
予想信用損失の測定に、不履行による売却から生じる期待キャッシュフローを含めることができるか？(続き)	<p>ITGメンバーは以下について合意したようである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業は、売却によりキャッシュフローを生み出した過去の実績は不要であるが、不履行時には売却予定であることを証明しなければならない。 - 企業は売却する能力を有していなければならぬが、この権利は金融商品の契約条件の中で記載されていなくてもよい。
売却から予想されるキャッシュフローはどうに見積るのか？	<p>ITGメンバーは以下について合意したようである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 見積りは企業固有のものであるため、たとえば、観察可能な市場価格が存在している必要はない。 - 検討するキャッシュフローは、売却額から費用(例: 取引費用)控除したものである。

7.現在の実効金利という用語の意味

論点

IFRS第9号B5.5.44項は、「金融商品に変動金利が付されている場合は、予想信用損失は、現在の実効金利を用いて割り引かなければならない」と規定している。提出者は「現在の実効金利」という用語が何を意味するのか明確ではないと述べ、変動利付ローン（例：LIBORと同利率のローン）について2つの解釈が可能であると提言した。

- 報告日現在の単一のLIBORを、将来のすべてのキャッシュ不足額の割引きに用いる。
- 現在のイールドカーブから導き出した複数のLIBORを、それぞれの将来のキャッシュ不足額の割引に用いる。

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
変動利付金融商品の「現在の実効金利」とは何か？	<p>ITGメンバーは以下について合意したものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">- IFRS第9号は、この点について具体的に記載していないため、いずれにも解釈できる。- ただし、以下のレートは整合していなければならない。<ul style="list-style-type: none">– 将来キャッシュフローの予測に用いるレート– それらのキャッシュフローの割引に用いるレート– 利息収益を認識するために用いるレート

将来キャッシュフローの予測に用いるレートとそれらのキャッシュフローの割引に用いられるレートは整合していることが重要である

8.満期までの期間が12ヶ月未満の金融資産の信用リスクの著しい増大の評価

論点

IFRS第9号の一般的な減損モデル⁷では、予想信用損失は以下の金額で測定される。

- 12ヶ月の予想信用損失(金融商品の信用リスクが当初認識時から著しく増大していない場合)
- 残存期間にわたる予想信用損失(その他の場合)

提出者は、満期までの期間が12ヶ月以内の資産は、測定基礎が12月の予想信用損失であるかまたは残存期間にわたる予想信用損失であるかに関係なく、予想信用損失額は同額になると述べた。したがって、提出者は、そのような金融資産の信用リスクの著しい増大の有無の評価を、企業が行う必要があるか質問した。

IFRS第9号には、満期までの期間が12ヶ月以内の資産を対象とした信用リスクの著しい増大の有無の評価に関する例外規定はない

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
12ヶ月以内に満期が到来する資産は、信用リスクが著しく増大したか否か評価しなければならないか？	ITGメンバーは、IFRS第9号には、満期までの期間が12ヶ月以内の資産を対象とした信用リスクの著しい増大の有無の評価に関する例外規定はないことを合意したものと考えられる。信用リスクの著しい増大の評価は、予想信用損失額を参考にして行われるのではなく、当初認識時からの不履行リスクの増加を参考にして行われるため、その評価において、当該資産の12ヶ月の予想信用損失額と残存期間にわたる予想信用損失額が同額であることに関係性はない。また、信用リスクの著しい増大の特定は、開示に重大な影響を与えることも指摘された。

7 IFRS第9号第5.5.3項及び5.5.5項

9. 信用が毀損した金融資産の信用損失引当金の測定

論点

IFRS第9号⁸は、報告日において、信用が毀損した資産であるか否かによって、以下のとおり利息収益の算定方法が異なる。

- 信用が毀損していない金融資産の場合、利息収益は帳簿価額総額に対して実効金利を適用して算定する。
- 信用が毀損した金融資産の場合、利息収益は償却原価(帳簿価額総額から信用損失引当金を控除した額)に対して実効金利を適用して算定する。

IFRS第9号は、当初認識時に信用が毀損していない資産が、当初認識後に信用が毀損した場合、帳簿価額総額の算定を変更しなければならないか否か具体的に規定していない。

提出者は、償却原価が100、実効金利が10%(年率)の信用が毀損した資産を例示した。20X1年12月31日、減損損失引当金60が認識された。20X2年中に現金の受取りは行われず、20X2年12月31日、キャッシュフローの予想に変更はない。したがって、償却原価は44になる($40 + (40 \times 10\%)$)。

提出者は、帳簿価額総額及び信用損失引当金を算定するために取りうる以下のアプローチを提言した。

方法	A	B	C
帳簿価額総額	110	104	100
信用損失引当金	(66)	(60)	(56)
償却原価	44	44	44

ITGメンバーは、IFRS第9号において方法Aが求められることについて合意したものと考えられる

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
当初認識後に信用が毀損した資産の帳簿価額総額及び損失引当金はどのように測定するか？	ITGメンバーは以下について合意したものと考えられる。 <ul style="list-style-type: none">– IFRS第9号では方法Aが求められ、方法B及び方法Cは認められない。– IFRS第9号は資産の帳簿価額総額を定義し、信用損失引当金または直接償却によって減損が反映される時期を個別に規定しているため、この領域はIAS第39号よりも明確である。– 上述の例では、方法Aは、信用損失引当金残高の増加による。この増加は、利息収益として認識されない帳簿価額総額の増加が単に反映されているだけであるので、純損益において減損損失が認識されるわけではない。

8 IFRS第9号第5.4.1項

10.償却原価で測定される金融資産の信用損失引当金の表示

論点

この項目の提出者は、IFRS第9号は償却原価で測定される金融資産の信用損失引当金について、財政状態計算書上の表示に関する明確なガイダンスが含まれていないと指摘した。

したがって、提出者は、企業がこれらの金融資産の信用損失引当金を財政状態計算書上で独立表示しなければならないか質問した。

ITGメンバーは、IFRS第9号は償却原価で測定される金融資産の信用損失引当金を、財政状態計算書上、独立表示することは求めていないと述べた

ITGの審議事項

論点	ITGの審議事項
企業は、償却原価で測定される資産の信用損失引当金を、財政状態計算書上で表示することが求められるか？	<p>ITGメンバーは以下について合意したものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">- IFRS 第9号は、償却原価で測定される金融資産の信用損失引当金を、財政状態計算書上で独立表示することは求めていません。ただし、経営者はどの情報が対象となるのかを検討し、その情報の表示が企業の財政状態の理解に資するのであれば、追加的な表示科目で表示しなければならない。- 質問は、財政状態計算書上の表示にのみ関連するもので、より詳細な開示提供を求める規定を減らすものではない。さらに、他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について企業は、金融資産の帳簿価額の減額として財政状態計算書上信用損失引当金を独立表示することは認められない⁹。

⁹ IFRS第7号「金融商品：開示」第16A項

これまでの経緯

IFRS第9号「金融商品」によって導入される金融商品の減損に関する新たな予想信用損失モデルは、銀行がローン・ポートフォリオに係る信用損失を会計処理する方法、並びに関連するシステム及びプロセスに重大な影響を与えることになる。

市場関係者が適用上の論点に対処できるようにするために、IASBは金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(ITG)を立ち上げた。

ITGは2015年4月及び2015年9月に会議を開催した(KPMGはそれらの会議について[IFRS Newsletter: IFRS9 Impairment – Issue 1](#)及び[IFRS Newsletter: IFRS9 Impairment – Issue 2](#)を公表している)。第3回目の実質的な会議(本ニュースレターにおいて、その内容を記載している)は、2015年12月に開催された。

ITGについて

ITGの目的¹⁰は、以下のとおりである。

- 市場関係者から適用上の論点を聞き出し、分析及び審議を行う。
- これらの適用上の論点をIASBに報告し、IASBがこれらの論点に対処するために、措置を講じる必要があるとすればどのような措置かを決定できるようにする。
- 市場関係者が適用に関与した他の関係者から新たな減損規定について学ぶための公開フォーラムを開催する。

ITGは基準設定の権限を有しておらず、IASBに助言を提供することを目的としている。ITGメンバーには、銀行及びアカウンティング・ファームの代表者が含まれている。

特定のIASBの理事、並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構(IOSCO)の代表者も、ITG会議のオブザーバーである。IASBの理事が会議の議長を務めている。

IASBのスタッフが作成するITGのアジェンダ・ペーパーは一般に公表されており、すべての会議が公開されている。議事録も一般公表される予定である。

10 ITGの目的及び活動の詳細については、IASBの[ウェブサイト](#)で提供している。

現在の審議の状況

2015年4月22日

ITGの索引	ITGの審議事項
1	予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間
2	将来の経済状況の予測
3	ローン・コミットメント適用範囲
4	リボルビングの与信枠
4.1	予想信用損失の測定に用いる適切な期間の決定
4.2	信用リスクの著しい増大を評価するための当初認識日の決定
5	保証付負債性金融商品の信用リスクの著しい増大の評価
6	発行された金融保証契約の予想信用損失の測定
7	予想信用損失－測定日
8	条件変更された金融資産の予想信用損失の測定

2015年9月16日

ITGの索引	ITGの審議事項
1	信用リスクの著しい増大
1.1	広い信用の質の範囲に対して価格設定が行われているローンに関する信用リスクの変化の評価方法
1.2	信用リスクの著しい増大を特定するための行動指標の使用の可否
2	ステージ判定における12ヶ月のデフォルト率の変化の利用
3	リボルビングの与信枠の予想信用損失の測定
4	将来予測の情報
4.1	将来予測の情報の差別化
4.2	「合理的かつ裏付け可能な情報」の判定

2015年12月11日

ITGの索引	ITGの審議事項
1	将来予測シナリオの織り込み
1.1	企業は予想信用損失の測定に、単一の将来予測の経済シナリオを使用することはできるか？または、複数の将来予測の経済シナリオを織り込まなければならないか？その場合は、どのように織り込むのか？
1.2	企業は信用リスクが著しく増大したか否かの決定において、どのように将来予測の経済シナリオを織り込むのか？
2	IFRS第9号第5.5.20号の適用範囲
3	チャージ・カードの予想信用損失の測定
4	リボルビングの与信枠の予想信用損失の測定期間
5	担保及びその他の信用補完と予想信用損失の測定
6	予想信用損失の測定における、不履行に陥ったローンの売却から予想されるキャッシュフローの取扱い
7	現在の実効金利という用語の意味
8	満期までの期間が12ヶ月未満の金融資産の信用リスクの著しい増大の評価
9	信用が毀損した金融資産の信用損失引当金の測定
10	償却原価で測定される金融資産の信用損失引当金の表示

KPMGコンタクト

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhhall@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

仁木 一秀

T: +81 3 3548 5107

E: kazuhide.niki@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataraman Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

謝辞

本ニュースレターの主な執筆者である堀 洋彰及びEwa Bialkowskaに謝意を表します。

また、Chris Spall の貢献にも謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年12月に発行した「IFRS NEWSLETTER-IFRS 9 IMPAIRMENT Issue 3」を翻訳したもので
す。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提
案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS第9号減損ニュースレター(IFRS 9 Impairment Newsletter)は、KPMG が提供する、IFRS第9号「金融商品」の減損規定に関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。